

(別紙3－4)

- 1 水産資源  
はたはた日本海北部系群
- 2 資源管理の方向性  
国が行う資源評価において判断される資源水準を令和10年までに中位以上に回復させることを目指すこととし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
- 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
秋田県漁業調整規則等を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。  
また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。
- 4 その他資源管理に関する重要事項  
該当なし。